

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第135号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第186号）

平成8年度から平成13年度までの石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）（以下「上級試験」という。）並びに平成14年度及び平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）（以下「大卒試験」という。）に関する次の事項を記載した公文書

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧
- (2) 第1次試験受験者の合格最高点
- (3) 第1次試験受験者の合格最低点
- (4) 第1次試験合格者の平均点
- (5) 第2次試験受験者の得点一覧
- (6) 第2次試験受験者の合格最高点
- (7) 第2次試験受験者の合格最低点
- (8) 第2次試験合格者の平均点

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 不存在決定した公文書

ア 第1次試験受験者の得点一覧のうち、

(イ) 平成10年度及び平成11年度の上級試験の論文試験採点対象者の分

(イ) 平成8年度から平成13年度の上級試験並びに平成14年度及び平成15年度の大卒試験の論文試験採点対象者以外の分

イ 第1次試験受験者の合格最高点のうち、平成10年度の論文試験採点対象者分

ウ 第1次試験合格者の平均点の全て

エ 第2次試験受験者の得点一覧のうち、平成10年度の方

オ 第2次試験受験者の合格最高点のうち、平成10年度の方

カ 第2次試験受験者の合格最低点のうち、平成10年度の方

キ 第2次試験合格者の平均点の全て

(2) 保有していない理由

ア 平成10年度及び平成11年度の上級試験の論文試験採点対象者分は、保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる。

上記以外は、保存期間（1年）経過により廃棄済みである。

イ 平成10年度の論文試験採点対象者分は、保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる。

ウ 請求に係る公文書については、作成していない。

エ 平成10年度については、保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる。

オ 上記エに同じ。

カ 上記エに同じ。

キ 請求に係る公文書については、作成していない。

3 担当課（所）

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|--------------------|------------------|
| ア H23. 11. 29 公開請求 | エ H24. 3. 14 諮問 |
| イ H24. 1. 27 不存在決定 | オ H25. 11. 27 答申 |
| ウ H24. 2. 29 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 第1次試験受験者の得点一覧</p> <p>(1) 平成10年度及び平成11年度の論文試験採点対象者に係る公文書 当該公文書は永年保存とされているが、実施機関は、関連文書が綴られている可能性のあるファイルが保管されていると考えられる書棚、更に管理する全ての書棚の探索を行ったが確認できなかったと述べており、この探索が不十分とはいえず、結論として、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えざるを得ない。</p> <p>(2) 平成8年度から平成15年度までの論文試験採点対象者以外の分に係る公文書 実施機関は、本件公開請求に係る公文書のうち、論文試験採点対象者以外の保存期間は1年であると説明している。 当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、石川県人事委員会事務局文書取扱規程を確認したところ、第49条において、「文書保存期間基準の基準は石川県文書管理規程の例による」とされ、石川県文書管理規程第47条第4項において、「文書の保存期間は、…固有文書については別表2に定める文書保存期間基準に基づき…所属長が定める」とされている。当審査会から実施機関に確認したところ、当該公文書については、その保存期間について、別表2の「各種試験の願書及び答案」の項目に準拠して1年として運用しているとのことであった。 このようなことから、保存期間経過により廃棄済みとする実施機関の主張は、不自然、不合理ではない。</p> <p>2 平成10年度の論文試験採点対象者に係る第1次試験受験者の合格最高点、第2次試験受験者の得点一覧、同合格最高点及び同合格最低点 平成10年度の論文試験採点対象者及び第2次試験受験者に係る公文書については、1の(1)と同様に、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えざるを得ない。</p> <p>3 第1次試験及び第2次試験の合格者の平均点 実施機関は、第1次試験の合格者の判定については、教養試験、専門試験及び論文試験の得点の合計点を基に順位及び採用者数を勘案して行っており、また、第2次試験の合格者の判定については、口頭試問の点数を基に順位及び採用者数を勘案して行っているため、平均点を算出する必要がないため行っていないと述べている。 よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。</p>

6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第135号

答 申 書

平成25年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在により非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成23年11月29日に、平成8年度から平成13年度までの石川県職員採用候補者上級試験（試験区分：行政）（以下「上級試験」という。）並びに平成14年度及び平成15年度の石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）（試験区分：行政）（以下「大卒試験」という。）に関する次の事項を記載した公文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧
- (2) 第1次試験受験者の合格最高点
- (3) 第1次試験受験者の合格最低点
- (4) 第1次試験合格者の平均点
- (5) 第2次試験受験者の得点一覧
- (6) 第2次試験受験者の合格最高点
- (7) 第2次試験受験者の合格最低点
- (8) 第2次試験合格者の平均点

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月12日に、公開決定等期間延長通知を行い、平成24年1月27日に、次の公文書について不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知するとともに、その余については別に公開決定若しくは一部公開決定を行った。

(1) 不存在公文書

- ア 第1次試験受験者の得点一覧のうち、
 - (ア) 平成10年度及び平成11年度の上級試験の論文試験採点対象者の分
 - (イ) 平成8年度から平成13年度の上級試験並びに平成14年度及び平成15年度の大卒試験の論文試験採点対象者以外の分
- イ 第1次試験受験者の合格最高点のうち、平成10年度の論文試験採点対象者分
- ウ 第1次試験合格者の平均点の全て
- エ 第2次試験受験者の得点一覧のうち、平成10年度の方
- オ 第2次試験受験者の合格最高点のうち、平成10年度の方
- カ 第2次試験受験者の合格最低点のうち、平成10年度の方
- キ 第2次試験合格者の平均点の全て

(2) 保有していない理由

- ア 平成10年度及び平成11年度の上級試験の論文試験採点対象者分は、保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる。
上記以外は、保存期間（1年）経過により廃棄済みである。

- イ 平成10年度の論文試験採点対象者分は、保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる。
- ウ 請求に係る公文書については、作成していない。
- エ 平成10年度については、保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる。
- オ 上記エに同じ。
- カ 上記エに同じ。
- キ 請求に係る公文書については、作成していない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成10年度について、公文書不存決定通知書に、「保存期間中に誤って紛失・廃棄したことにより脱落したものと考えられる」とあるが、なぜこのように考えられるのか。また、その経緯について説明を求める。
- (2) 文書の保存期間が経過していても、担当者の資料として残っていれば、公開することは可能である。
- (3) 合格平均点について、作成していないとされているが、得点一覧が存在する以上、平均点を算出することは可能であり、これを行わないことは行政の不作为である。これは、条例第1条に規定された情報公開制度の目的に反するものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 第1次試験受験者の得点一覧について

- (1) 上級試験の第1次試験受験者のうち論文試験採点対象者の得点一覧は、「第1次合格決定資料」である。当該公文書は、人事委員会において審議される事項に関する資料であるので、「人事委員会議事録」のファイルに綴っており、その保存期間は石川県人事委員会事務局文書取扱規程（平成5年人事委員会訓令第1号。以下「取扱規程」という。）に

より永年と定めている。

平成10年度及び平成11年度分については、当該公文書及び当該公文書を綴ってあるファイルが保管されている又は保管されている可能性のある全ての箇所を探索し、更に、念のためその他全ての書棚についても探索したが、確認できなかった。

このようなことから、誤って処分するなど、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えられる。

なお、担当者の引継資料も探索したが、当該公文書は存在しなかった。

- (2) 本件公開請求に係る上級試験及び大卒試験の論文試験採点対象者以外の分を含む得点一覧は「高点順一覧表」で、取扱規程に基づき、運用上保存期間を1年と定めている。

したがって、公開請求時点において保存期間を経過しており、保存期間を経過した公文書は溶解によって廃棄しているので保有していない。

なお、担当者の引継資料を探索したが、いずれの公文書も存在しなかった。

- 2 第1次試験合格者の合格最高点について

上記1の(1)のとおり、確認できなかったので、公開請求に対する公文書は保管していない。

- 3 第2次試験受験者の得点一覧について

上級試験の第2次試験の受験者の得点一覧は、「最終合格決定資料」である。当該公文書の保存期間は、取扱規程により永年と定めている。

平成10年度分については、当該公文書及び当該公文書を綴ってあるファイルが保管されている又は保管されている可能性のある全ての箇所を探索し、更に、念のためその他全ての書棚についても探索したが、確認できなかった。

このようなことから、誤って処分するなど、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えられる。

なお、担当者の引継資料も探索したが、当該公文書は存在しなかった。

- 4 第2次試験受験者の合格最高点及び合格最低点について

上記3のとおり、確認できなかったので、公開請求に対する公文書は保管していない。

- 5 平均点について

本件公開請求に係る職員採用候補者試験については、第1次試験と第2次試験により合否を決定しているが、このうち第1次試験では教養試験、専門試験及び論文試験を行い、その得点の合計点を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定し、第2次試験では口頭試問(個別面接及び平成9年度以降は集団討論面接)を行い、その得点(平成8年度は個別面接の得点、平成9年度以降は個別面接と集団面接の得点の合計点)を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定している。

このため、合格者を判定するためには、得点及び順位が分かればよいので、特段、試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がなく、作成していない。

異議申立人は、「平均点を算出することは可能である」と主張しているが、情報公開条例は実施機関が保有している公文書の公開を求める権利について定めているもので、この主張は理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成8年度から平成15年度までの上級試験若しくは大卒試験に関する次の事項を記載した文書である。

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧
- (2) 第1次試験受験者の合格最高点
- (3) 第1次試験合格者の平均点
- (4) 第2次試験受験者の得点一覧
- (5) 第2次試験受験者の合格最高点
- (6) 第2次試験受験者の合格最低点
- (7) 第2次試験合格者の平均点

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧

ア 平成10年度及び平成11年度の論文試験採点対象者に係る公文書

当該公文書は永年保存とされているが、実施機関は、関連文書が綴られている可能性のあるファイルが保管されていると考えられる書棚、更に管理する全ての書棚の探索を行ったが確認できなかったと述べており、この探索が不十分とはいえ、結論として、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えざるを得ない。

今後、このようなことのないよう文書の管理にあたっては万全を期されたい。

イ 平成8年度から平成15年度までの論文試験採点対象者以外の分に係る公文書

実施機関は、本件公開請求に係る公文書のうち、論文試験採点対象者以外の保存期間は1年であると説明している。

当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、取扱規程を確認したところ、第49条において、「文書保存期間基準の基準は石川県文書管理規程の例による」とされ、石川県文書管理規程第47条第4項において、「文書の保存期間は、…固有文書については別表2に定める文書保存期間基準に基づき…所属長が定める」とされている。当審査会から実施機関に確認したところ、当該公文書については、その保存期間について、別表2の「各種試験の願書及び答案」の項目に準拠して1年として運用しているとのことであった。

このようなことから、保存期間経過により廃棄済みとする実施機関の主張は、不自然、不合理ではない。

なお、異議申立人は、文書の保存期間が経過していても、担当者の資料として残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は、担当者の引継資料を探索したが、本件公開請求に係る公文書の存在は確認できなかったと述べている。

(2) 平成10年度の論文試験採点対象者に係る第1次試験受験者の合格最高点、第2次試験受験者の得点一覧、同合格最高点及び同合格最低点

平成10年度の論文試験採点対象者及び第2次試験受験者に係る公文書については、(1)のアと同様に、何らかの原因で紛失・廃棄等されたものと考えざるを得ない。

(3) 第1次試験及び第2次試験の合格者の平均点

実施機関は、第1次試験の合格者の判定については、教養試験、専門試験及び論文試験の得点の合計点を基に順位及び採用者数を勘案して行っており、また、第2次試験の合格者の判定については、口頭試問の点数を基に順位及び採用者数を勘案して行っているため、平均点を算出する必要がないため行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年3月14日	○諮問を受けた。(諮問案件第186号)
平成24年7月23日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成24年9月4日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年2月20日 (第236回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年5月22日 (第239回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年6月27日 (第240回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年9月17日 (第243回審査会)	○事案の審議を行った。